

公的研究費の執行ルール及び不正使用に係る通報等について (公的研究費で賃金、旅費等の支給を受ける方へ)

1 公的研究費の執行ルールについて

公的研究費は、原資が国民の貴重な税金で賄われているため、ルールに基づき適正に執行されるべきものであり、不正に使用されることはあってはなりません。

しかし、近年の不正の事例のなかには、賃金・旅費を受ける側が関与している事案もあり、研究者だけではなく、研究に関わる全ての構成員がルールを理解し、不正につながる行為を行わないことが不可欠です。

- ・カラ賃金・カラ出張（実態を伴わない賃金・旅費の受給）は公的研究費の不正使用です。
- ・還流行為（支給された賃金や旅費を研究者に渡すこと。）はどんな理由があっても公的研究費の不正使用です。

2 公的研究費の不正使用に関する通報（告発）、相談について

研究費の不正使用に関する通報（告発）、相談は、下記窓口（企画・地域連携課）へ書面、電話、電子メール又は面談いずれの方法でも行うことができます。通報に関する相談についても、同じ窓口で受け付けます。

【研究費の不正使用に関する通報（告発）窓口】

府大ホームページ：公的研究費の不正使用防止

<https://www.kpu.ac.jp/research/illegal/research-funding/>

企画・地域連携課

直通電話：075-703-5147

FAX：075-703-4979

E-mail：kikaku@kpu.ac.jp